

今週の巻頭トピック

市進学院の専任講師2人
解雇撤回求めて提訴

一年ごとの契約を二〇年以上にわたり反復更新してきたにもかかわらず、定年を五〇歳とする会社側の就業規則で雇い止め（解雇）されるのは不当として、大手学習塾「市進学院」の専任講師二人が六月一九日に東京地裁へ提訴。同日、厚生労働省で会見を開いた。

同塾は「市進予備校」や「個太郎塾」など幅広く事業を展開する（株）市進（本社千葉県市川市、土坂恭司代表取締役）の傘下にあり、近年、雇用形態の一方的な変更など経営手法をめぐる内部から不信の声が上がっている。昨年末は労組（全国一般東京東部労働組合市進支部、並木創一執行委員長、組合員八人）も結成された。

訴状によると、雇い止め（解雇）されたのは組合員の佐藤匡克さん（五二歳）と高畑光弥さん（四四歳）。同労組は会社側とこれまで六回の団体交渉を実施したが、二人の解雇は撤回されず、今回の訴訟に踏み切った。

佐藤さんは一九九二年に「嘱託専任講師」として採用され、二〇一二年からは「特別嘱託専任」の肩書きで業務に従事した。だが今年二月末、同塾の「専任教務社員五〇歳定年制」により解雇された。



今回の労働争議の原告である高畑光弥さん（前左）と佐藤匡克さん（前右）。（撮影／内原英聡）

市進側は〇三年にこの定年制を導入。しかし、当初は定年後も六〇歳まで雇用する旨を示唆していた。一方、高畑さんは長年の勤務実態がありながら、「成績不良」として契約を打ち切られた。実際、高畑さんより退職者を多く出した講師もいたが、その契約は更新されているという。

市進支部の並木委員長は、「教育産業でありながら五〇歳で首切りを強行するのは、社会的にも許されない」と話す。

また、代理人の齋一朗弁護士は、「改正労働契約法は有期雇用労働者の保護を理念としており、『任期満了』以外の事由に欠く解雇を無効としている。市進の定める『定年制』も、改正高年齢者雇用安定法の精神に反する」と語る。本社市進の広報宣伝部は、「まだ訴状を確認していないのでコメントは差し控える」とのみ回答した。